

令和８年度 碧南市いじめ問題専門委員会 会議録

1 日時

令和８年７月２９日（水）午後２時から午後３時４０分

2 場所

碧南市役所７階 理事者控室

3 出席者及び欠席者

（１）出席者

杉原浩介委員、岩本奈織野委員、相馬徳子委員、黒川雅幸委員、加藤匡史委員

（２）欠席者

０人

（３）事務局職員

教育部長 岡本和雄、学校教育課長 鎌谷祥行、学校教育課長補佐 小林真代、
学校教育課指導主事 伊藤秀一郎

4 傍聴者

０人

5 協議事項

（１）令和７年度いじめの現状について

（２）令和８年度１学期現在のいじめ発生状況について

（３）碧南市いじめ防止基本方針について

（４）不登校に関する協議について

6 報告事項

（１）過年度に発生したいじめ問題について

7 議事の要旨

協議事項（１）令和７年度いじめの現状について

事務局 令和７年度のいじめ発生件数は６６件であり、令和６年度より３１件増加したが、いじめを積極的に認知する方向で動いている。生徒指導の会等でも「いじめ見逃しゼロ」をキーワードに働きかけをしており、その意識が浸透してきていると考えている。６６件については現在解消済みと判断している。

いじめの態様としては、小中学校ともに冷やかしからい、悪口や脅し文句や嫌なことを言われる、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりするといった行為が多く、小学校は4年生以上、中学校は1・2年生で発生件数が多くなっている。発見のきっかけは、生活アンケートや生活日記等による本人や保護者からの訴え、また学級担任による発見が増えている。これは、児童・生徒本人が教師にいじめを訴えることができる環境にあると言えると感じている。

<主な質疑・意見>

委員 生活アンケートはどのくらいの頻度で実施されているのか。

事務局 いじめアンケートは学期に1回実施している。アンケートをもとに、全児童生徒を対象に面談時間を設けており、いじめについての記載があれば詳しく話を聞いている。

委員 本人からの訴えには日記も含まれるのか。

事務局 含まれる。小学校低学年では放課後などに直接訴えてくる子もいるが、中学生は毎日提出する日記に書いてくることが多い。

委員 解消済みという判断はどのような基準でされているのか。

事務局 3ヶ月を目安に様子を見ており、その間に新たな訴えや事象がなければ解消と判断している。

協議事項(2) 令和8年度 1学期のいじめ発生状況について

事務局 令和8年度1学期の発生状況は18件で、前年同期より少なくなっている。態様としては冷やかしからい、悪口、仲間外れ、嫌なことを言う、されるという件数が多い。特に悪口や嫌なことを言われるといった、言葉によるいじめが圧倒的に多い。いじめ発見については、本人の訴えや心のアンケートをきっかけとした聞き取りによるものが中心であり、中学校ではアンケートからの認知が増加している一方で、小学校は減少している。各学校においては、普段の児童生徒の観察や生活日記に加え、学期ごとに、一人一人と面談をする時間を確保し児童生徒を見守っている。これらの案件については、既に学校で対応がされ、指導等が行われているが、対応・指導が継続中の件

もあり、今後も丁寧な対応を図ること、また、安易に解決したと考えるのではなく、継続した見守りを心がけていく。

<主な質疑・意見>

なし

協議事項（３） 碧南市いじめ防止基本方針の改定について

事務局 碧南市いじめ防止基本方針の一部変更を現在検討している。碧南市いじめ防止基本方針 7 ページ 第 5 章「重大事態の対応 1 教育委員会及び学校の対応」（６）には「教育委員会は、学校だけでは調査・確認が困難であると判断した場合は専門委員会に調査を依頼します。」とある。「専門委員会」とは、いじめ問題専門委員会のことを指すが、令和 6 年 8 月改訂のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの 21 ページ「第 6 章 調査組織の設置 第 1 節 調査主体の決定（２）調査組織の種類」には、学校設置者主体の場合に考えられる調査組織として、教育委員会等方式や第三者委員会方式などの調査組織のパターンが記載されている。そこで、ガイドラインに合わせて様々な調査組織を組めるように改訂をし、それに伴い整合性がとれるように他の部分についても改訂を検討していく。改訂案についてはまだできていないが、方向性については説明のとおりである。

委員 今のままだとガイドラインにあたる方法がとれないということか。

事務局 今の方針では、ガイドラインにあたる方法がとれない書き方になっているため、様々な方法がとれるように改訂を検討する。

委員 今のままだと専門委員会にお任せする方法だけということか。

事務局 そのとおりである。今の方針の記述では、いじめ重大事態の 1 号 2 号の線引きなく、重大事態は専門委員会に調査をお願いするという書き方である。例えば 2 号の場合は学校主体で組織することも可能だが、今の方針だとその方法がとれないという問題があるため、改訂すべきと事務局は考えている。この方針は事務局側で策定するものであるため、案が完成したところで委員へお示しすることとしたいと考えている。

協議事項（４） 不登校に関する協議について及び報告事項（１） 過年度に発生したいじめ

問題について

碧南市情報公開条例第7条第1項第1号に該当する個人に関する情報が含まれるため、碧南市付属機関等会議公開規程第3条第1項第1号に基づき、会議を非公開として進行。